

別記様式(第5条関係)

会 議 錄

会議の名称	令和4年 第1回福津市教育委員会定例会
開催日時	令和4年1月27日(木) 午前9時30分から 午前10時19分まで
開催場所	福津市役所 本館2階大会議室
委員名	(1) 出席委員 大嶋教育長、青木委員、半澤委員、 今村委員、農崎委員、
所管課職員職氏名	水上教育部長、赤間郷育推進課長、堀田文化財課長、 石津学校教育課長、大庭教育総務課長、城野教育総務 課参事、藤岡主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指 導係長、石松指導主事兼教育指導係長、笹田総務企画 係長、川上主事

会議	議題(内容)	<ul style="list-style-type: none"> 日程第 1 開会の宣言 日程第 2 会議録署名委員の指名について 日程第 3 議案第 1 号 福津市教育委員会公印規則を改正することについて 日程第 4 議案第 2 号 福津市立勝浦小学校入学特別認可制度に係る転入学の認定について 日程第 5 報告 <ul style="list-style-type: none"> 教育長の動静報告 1月議会について 諸報告 <ul style="list-style-type: none"> ○過大規模校への対応について ○FUKUTSU コミュニティ・フェスタについて ○「福岡コロナ警報の発動」を踏えた教育活動について 日程第 6 その他 <ul style="list-style-type: none"> 今後のスケジュールについて 2月の定例教育委員会の日程について <p>2月17日(木) 午前9時30分から 会場：庁舎本館2階大会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> 日程第 7 閉会の宣言
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	0人
	資料の名称	
	会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
	会議録署名委員	大嶋教育長 今村委員
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

大嶋教育長：おはようございます。

会議を始める前に配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

笹田係長：本日お手元にお配りしている資料ですけれども、次第のほかに別紙で、学校で子どもや教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（改訂版）と、「福岡コロナ警報の発動」を踏まえた教育活動の留意事項、そして新型コロナウイルス関連の欠席状況調査ということで、各学校の状況をまとめたものをお配りしています。

教育委員の皆様には、郵送で12月15日に行われた総合教育会議の議事録、そして、12月22日に行われた教育委員会定例会の議事録をお送りしていました。

農崎委員には、1月26日に実施予定でした古賀高等学校組合の教育委員会が書面での開催となりましたので、関連書類をお配りしています。

以上です。

大嶋教育長：資料はそろっていますでしょうか。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴人はなしで実施いたします。

会議録は公開します。

1 日程第1 開会の宣言

大嶋教育長： それでは、構成委員数5名のうち、ただいま出席数は5名で、定足数に達し委員会は成立いたしますので、令和4年第1回福津市教育委員会定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

大嶋教育長：日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私大嶋と今村委員で確認、署名することとします。

3 日程第3 議案第1号 福津市教育委員会公印規則を改正することについて

大嶋教育長：日程第3、議案第1号 福津市教育委員会公印規則を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津課長、お願いします。

石津課長：議案第1号 福津市教育委員会公印規則を改正することについて、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 福津市教育委員会公印規則を改正することについて、福津市教育委員会公印規則は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を制定する。

令和4年1月27日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、市立学校において、通知表の修了証欄に学校長の職印を押印しているところであるが、福間南小学校においては、児童数が多く、職印が1つでは短期間での押印が困難であるため、その個数を増やす必要が生じた。併せて、平成29年3月31日に廃園となった上西郷幼稚園の公印を廃止する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

詳細につきましては、新旧対照表を用いて説明したいと思います。

まず、ひな形番号の33番の、福津市立福間南小学校長印の個数を、現在の「1個」から「4個」に増やします。

次に、ひな形番号38番の、福津市立上西郷幼稚園の賞状印。それから、ひな形番号39番の上西郷幼稚園の割り印用の公印。それから、ひな形番号41番の、上西郷幼稚園長印を削除いたします。

併せて、ひな形番号38番、39番、41番について削除するものです。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

よろしいですか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第1号を採決します。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがいまして、日程第3、議案第1号 福津市教育委員会公印規則を改正することについては、原案どおり承認されました。

4 日程第4 議案第2号 福津市立勝浦小学校入学特別認可制度に係る転入学の認定について

大嶋教育長：それでは、日程第4、議案第2号 福津市立勝浦小学校入学特別認可制度に係る転入学の認定についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津課長、お願ひします。

石津課長：議案第2号 福津市立勝浦小学校入学特別認可制度に係る転入学の認定について、着座にて説明させていただきます。

議案第2号 福津市立勝浦小学校入学特別認可制度に係る転入学の認定について、令和4年度の福津市立勝浦小学校入学特別認可制度に係る転入学を別添のとおり認定する。

令和4年1月27日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、福津市立勝浦小学校入学特別認可制度に伴う入学及び転入学申請が福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱第5条の規定に基づき、児童の保護者から提出されたので、同告示第7条の規定に基づき、転入学の認定を行う必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

内容について説明をいたします。制度の趣旨につきましては、勝浦小学校の持つ自然環境に恵まれた小規模校としての特性を生かした教育を希望する児童について、勝浦小学校の通学区域以外からの転入学を認めるもの。児童の心身の健康増進と体力づくり、学ぶ楽しさと、豊かな人間環境を養い、勝浦小学校及び勝浦地域の活性化に資することを目的とするものでございます。

令和4年度の申込書を提出されましたのは表のとおり38名でございます。

勝浦小学校の現時点での令和4年度の児童数の推計ですが、特別認可制度を利用する児童については、1年生が4名、2年生が7名、3年生が7名、4年生が4名、5年生が8名、6年生は8名、合計が38名となっています。全児童に占める割合といたしましては、特別認可制度を利用する児童の割合が54%と、半数を超える数となっています。

説明については以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

今村委員：1つよろしいですか。

大嶋教育長：今村委員。

今村委員：令和4年度の児童数の推計では、特別認可制度を利用する児童の数のほうが多いんですが、ここ数年の傾向はどうなんですかね。増えている傾向にあるんですかね。それとも、横ばいとか、その辺りを教えてください。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：特別認可制度の申請者につきましては、令和4年度については38名、令和3年度は43名、令和2年度については45名、平成31年度は42名、平成30年度は47名と、この4年間は40人台でしたが、令和4年度については38名と、多少

減っているという状況でございます。

以上でございます。

今村委員：ありがとうございます。

大嶋教育長：勝浦が地元の児童よりも特別認可制度を利用して通っている児童のほうが多いという状況は、近年そのようになっています。

今村委員：その状況は変わらないのですね。

青木委員：いいですか。

大嶋教育長：青木委員、お願ひします。

青木委員：勝浦小学校の特別認可制度について、市内の小学校にはどのように説明してあるんでしょうか。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：勝浦小学校の特別認可制度につきましては、11月号の市の広報に1ページを使って、勝浦小学校には特別認可制度がありますので利用したい方は申し込んでくださいといった内容で御案内をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

大嶋教育長：市の広報に案内を掲載しているということですね。

青木委員：あとは、特別認可制度を利用して勝浦小学校へ通っている児童の保護者の方の口コミなどで広がっていることもあると思いますけどね。

石津課長：そうですね。

青木委員：分かりました。

大嶋教育長：ほか何かございませんでしょうか。

青木委員：この勝浦小学校の特別認可制度は開始してしばらく経っている制度なので、話が広がったりはしていると思います。

今村委員：児童数は増えていないけど、定着はある程度しているんでしょうね。

青木委員：はい。

今村委員：学校に直接問い合わせなどはあっているんですかね。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：学校に問い合わせ等もあっていると思います。

周知の方法を先ほど市としては広報でということでお伝えしましたが、勝浦小学校でも、特別認可制度を紹介するパンフレットをPTAが独自に作り、保育園や幼稚園に配るということもされていて、教育委員会にも頂きましたので、窓口に置かせていただいたところです。

今村委員：ありがとうございました。

石津課長：はい。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第2号を採決します。

議案第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがいまして、日程第4、議案第2号 福津市立勝浦小学校入学特別認可制度に係る転入学の認定については、原案のとおり承認されました。

5 日程第5 報告

大嶋教育長：日程第5、報告、教育長の動静報告をいたします。

特に重要なものといたしましては、先日も申し上げていましたが、過大規模校に対する定数配置に関して、学校から、あるいは、学校運営協議会からも要望が挙がっています。特に養護教諭、それから、栄養教諭、事務職員、一般教諭、この4つについて、御存じではあると思いますけども、児童生徒数が、ある一定の数を越えると、配置基準が設定されていないために配置がなされておりません。例えば、養護教諭で申しますと、850名以上の学校では2名配置という基準がございます。ただ、850名から幾ら多くなっても基準が設定されていないため、配置は2名ということで、非常に過大規模校にとては厳しい状況になっているという現状があります。そのところを何とか特別に県教職員の加配をお願いできいかということで、先日お知らせをしていましたけども、県の教育委員会の教職員課に、特別加配について、私教育長と教育部長で教職員課長にお願いしています。学校、あるいは、学校運営協議会からの特別加配についての要望は非常に切実なものがございますので、何とか県の教育委員会に対しては県議から、それから、国が養護教諭の基準などは定めて県に下ろしていますので、国に対しては、国会議員から後押しをしてもらうような働きかけもしています。養護教諭等の特別加配については、市でも配置に向けて努力をしているわけですけども、やはり県費でもしっかりと配置できるような働きかけを現在行っていますので、お知らせをしておきたいと思います。

県の教育委員会が2月頃には正式に要望に対する回答をしたいということで、特別加配がつく可能性もあるということで、現在のところ聞いており、何とか配置していただきたいと思っているところです。

それからもう1つ、1月22日の土曜日に、ルーマニア・福津市・古賀市のオンライン交流会というのがありました。この交流については以前から行われていますが、今回は、ルーマニアの柔道選手の方が、福津市と古賀市の子どもたちや関係者の方とオンラインで交流をしてくださるということで、私も津屋崎武道館で、津屋崎武道会柔道部の子どもたちと一緒にオンラインでルーマニアの柔道選手と交流いたしました。子どもたち

もとても喜んでいて、心温まるものでした。柔道選手の方がとてもよい方で、子どもたちに、あるいは、関係者の方の質問にとても誠心誠意を持って答えてくださっていましたので、この交流はとても意義のある交流だなと思ったところです。

以上です。

何か御質問ございましたら、お願いします。

今村委員。

今村委員：2点あるんですが、1点目は、1月6日の市長協議はどのような内容であったかを教えていただきたいです。それからもう1点は、1月11日に退職教職員組合の方がお見えになっていますけども、これは新年の御挨拶ということでしょうかね。この2点についてお伺いします。

大嶋教育長：市長協議については、現在、いかに当初予算を過大規模校対策についていただくかということが教育部における一番大きな課題となっています。市長査定というのが行われるのですが、その市長査定は当初予算をつけていただけるかどうかというところで、非常に重要なものでございますので、その市長査定の前に市長と協議をいたしました。

当初予算をつけてほしいというのが各部から115項目にわたって挙がっています。それを市長査定ということで、財政調整課の職員と市長と教育長が入って、その事業に予算をつけるかどうかを最終的に検討して、判断するという流れです。それで、福津市はなかなか財政が厳しいということが言われていますが、例えば、教育部においては、過大規模校への対策費に予算がつかないようになってしまということが一番困ります。市長査定がよい方向に向かい、希望する予算がつかないということにならないように市長と協議をしたところでございます。

それから2点目の退職教職員組合についてです。これは御質問いただいてよかったです。退職教職員組合の方も、現在の学校現場が新型コロナウイルス感染症のことで非常に困っているということを憂慮していただいていまして、少しでも役に立ちたいということで、児童生徒の手洗い用の石けんを、独自にこの退職教職員組合で、各小中学校に持つて行かせていただき、寄贈したいということで、お話を来られたということでございます。

以上です。

今村委員：ありがとうございます。

大嶋教育長：半澤委員。

半澤委員：1月18日と20日の校長ヒアリングというのがありますが、これは昨今のコロナの問題とかそういうことでしょうか。

それとも、過大規模校とかそういう類いのお願いでしょうか。

大嶋教育長：この校長ヒアリングというのは毎年行われているもので、人事

に向けたヒアリングとなります。各学校で次年度の体制に向けて校内的人事体制をどのようにしていくかということで、校長先生にとって重要なことの一つですが、それを福岡教育事務所の人事管理主事と教育長と校長で行うというものです。

今村委員：もう1つよろしいですか。

大嶋教育長：はい。

今村委員：この間新聞を読んでいたら、文部科学省の優秀教職員表彰というのが行われたようで、全国で812人ぐらい表彰されていました。その中で宗像市の先生の方が中学校と小学校から1人ずつ表彰されていました。表彰された先生が勤務している中学校の校長先生を私が存じ上げていたものですから、連絡して優秀教職員表彰に推薦した理由をお伺いしたら、その先生が教務主任をされていて、部活動にも非常に熱心な先生だから推薦しましたということをおっしゃっていました。どんなふうにして推薦されたんですかとお尋ねすると、教育委員会を通じて県に挙げて、県から文科省に挙げるという形をとっているそうなのですが、福津市の中学校から推薦はありましたか。

大嶋教育長：優秀教職員表彰については、特に抜きん出た優秀な職員、あるいは、取組がとても素晴らしいと校長が判断したときに、その職員を優秀教職員として推薦したいといって、教育委員会に挙げて、教育委員会でも検討した上で県の教育委員会に挙げていくという形をとっています。これまでに福津市からも優秀教職員として推薦をして認定された方がおられます。特にすばらしい取組をされている教職員がおられたときに推薦をするという形になっているので、毎年必ず推薦があるというわけではないのではと思います。

今村委員：現場の校長先生方は、その制度は御存じなんですね。

大嶋教育長：知っております。

今村委員：分かりました。

大嶋教育長：御質問は御遠慮なくなさってください。教育行政の中身に関する御質問を教育委員の皆さんからたくさんしていただいたほうが私たちも勉強になりますし、よいと思いますので。

今村委員：ではもう1つ。先程の質問に関連して、その推薦は個人だけではなくて、組織も推薦できるようで、つくば市の中学校が、教職員の部活動負担軽減で業績があったということで表彰されていました。そういう進んだ取り組みを参考にして、学校現場の先生の負担を少しでも減らしていければよいなと思います。

大嶋教育長：今村委員のおっしゃった、つくば市の中学校の件は、日本教育新聞にも掲載されていました、私も読ませていただきました。

私もとてもよい取組だなと思いました。地域の方たちが推進協会というのを設立されて、その協会が部活の指導者をしていくというようなことが書かれていましたけど、とてもすばらしい取組だなと感じました。

他はよろしいでしょうか。それでは、次にまいりたいと思います。

臨時議会についての水上部長より報告いたします。

水上部長：先日1月20日に臨時議会を招集していただきまして、開催をしているところでございます。

内容につきましては、補正予算の計上ということで、新設校、小学校1校、中学校1校の建設に向けて、早急に必要な予算について上程させていただき、結果的には可決いただいているところでございます。詳細な内容につきましては、担当課から説明させていただきます。

まず、学校教育課から説明いたします。

石津課長：今回、新設校について、宮司地区に小学校1校、四角地区に適正な規模の中学校が1校ということで市の方針が決定されたことを受け、それに伴う校区の変更の必要が生じ、校区の変更に当たって通学区域審議会に諮問する必要がございますので、学校教育課からは、通学区域審議会を開催するための費用として、今年度中に最大7回できる程度の委員さんの報酬費と費用弁償費を計上させていただきました。総額で26万1,000円でございます。金額については、以上でございます。

近々、通学区域審議会に諮問することを考えております。通学区域審議会の委員の方については、校長が2名。それから、関係する学校のPTAから各1名の計5名。それから、大学の教授を1名。それから、教育委員会が必要と認める者として、3つの地域の郷づくりから1名代表を出していただき、合計11名で組織して通学区域審議会を行おうと考えているところでございます。

諮問の内容につきましては、学校を建設するに当たってどのような校区にするのが良いか、教育委員会が考えている案を示して意見を伺うことを予定しているところでございます。

委員の詳細はまだ決まっていませんが、内諾をいただいたら、委員の構成と諮問文について改めて教育委員会の会議で議決をいただければと考えているところでございます。

以上でございます。

水上部長：次に教育総務課から説明いたします。

城野参事：教育総務課のほうでは、新設校建設に伴う基本計画策定業務ということで297万円の予算を賜っています。

業務の内容としましては、候補地に関するインフラの整備状況や周辺環境、法令状況、条件などを把握し、地区内での最適地選定のための基礎資料を策定すること。また、児童生徒の将来推計を行い、学校の規模を設定すること。設定した学校規模に応じた施設規模を算出した上で、配置案、平面計画を策定し、各案について概算事業費を算定するとともに、事業手法ごとの概略事業スケジュールを策定するというような内容として

おります。業務については2月8日に指名競争入札を行いまして、履行期間としましては令和4年5月31日までで事業をさせていただき、その成果等をもちまして、学校の最終的な候補地を選定してまいりたいと考えています。

以上です。

大嶋教育長：臨時議会についての報告の件で、何か御質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、諸報告ということで、そのほかの報告がございましたらお願いいたします。

大庭課長、お願ひします。

大庭課長：教育総務課から、現時点での過大規模校対策の現状、進捗についての御報告を口頭で申し上げたいと思います。

まず、福間南小学校についてです。運動場不足に起因します児童の屋外活動スペース確保のための中庭整備工事が完了し、現在子どもたちが使用しているところです。

それから、正門からの車と児童の動線が被っていますので、安全対策といたしまして、ルートの明確化のため、区画線等の整備をしています。

それから、玄関の下足箱が不足していましたので、下足箱の対面にありましたトロフィー棚を撤去いたしまして、下足箱を増設する形で現在スペースを確保しています。

続いて福間小学校でございます。管理特別教室棟は築50年が経っておりますが、老朽化対策と保健室、理科室や家庭科室等の不足に対応するための大規模改造工事について、現在入札の執行中でございます。

続いて津屋崎小学校でございます。既存の駐車場スペースに共同調理場と校舎を建てる予定としています。そうなりますと駐車場が足りなくなりますので、運動場の外周に現在、駐車場を整備しています。

それから共同調理場建設のための準備工事を現在発注しているんですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で入札の参加者がいない状況となっておりますので、再度入札をかける予定としています。

続いて福間中学校でございます。本体校舎改築工事に関してですけれども、予定どおり令和4年4月には生徒たちの教室として新校舎の使用開始ができることとなります。3月末に仮設校舎より引っ越し予定です。

残工事としましては、旧管理特別教室棟と仮設校舎の解体、渡り廊下の設置、外構工事などがあります。これらについては来年度工事していく予定です。

併せて、改築工事のⅡ期工事として給食室の増築や部室、卓球場等などの建設工事の入札もかけましたが、こちらも新型コ

コロナウイルス感染症の影響で応札者がおらず、入札が成立していませんので、現在、再度入札を行っています。

同じく福間中学校で、体育館のトイレを洋式化する工事を現在発注をしたところですけども、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響で応札者がいなかつたため、入札不調となりまして、再度入札を検討しているところでございます。

続いて津屋崎中学校でございます。現在特別支援学級の改修工事を行っています。今年度は3学級ですが、別事業といたしまして、来年度に3学級の、合わせて6学級を整備する予定としています。以上です。

大嶋教育長：過大規模校、大規模校対策等について進捗状況の報告でしたが、何か御質問等ございませんでしょうか。

市民の方もいろいろ御心配されていて、実際どれくらい過大規模校対策等が進んでいるんだろうかというお声もあっています。ほかに諸報告がありましたら、お願ひします。

石松指導主事：1月29日の土曜日に開催を予定しています、第4回FUKUTSUコミュニケーション・フェスタについて、一部変更がありますのでご報告させていただきます。変更点としましては、29日に子どもたちが楽しめるような体験活動を予定していましたが、それを全面的に中止とさせていただきます。

理由としましては、現在子どもたちの中でも新型コロナウイルスの感染が増加していることもあり、子どもたちを対象とした体験活動というのは、感染を拡大させる可能性があるということで、今回は中止とさせていただきました。

それ以外の、幼稚園の園児たちによるステージ発表についても今回は中止とさせていただいています。代わりとしまして、その分の映像を流すこととしています。各中学校区に出している映像や展示等は、当日1月29日土曜日から2月9日木曜日まで会場のカメリアホールや市のホームページ上で観覧や視聴が可能となっていますので、当日会場でだけでなく、いろいろな形で感染対策を取りながら参加・視聴していただければと思っています。

この件に関する詳細は、市のホームページのコミュニケーション・フェスタのページがありますので、そちらを御覧いただければと思っています。

この旨については、この後各学校にスクールメールを通して保護者の方にも伝えていきたいと思っています。

以上です。

大嶋教育長：コミュニケーション・フェスタについて、何か御質問等ございましたらお願ひします。

よろしいでしょうか。

藤岡指導主事：新型コロナウイルス感染症に関してよろしいでしょうか。

大嶋教育長：藤岡指導主事、お願ひします。

藤岡指導主事：お手元にお配りしている新型コロナウイルス感染症に関するお知らせが3部あるかと思います。

まず、1つは取扱注意と記載されているものです。今週24日より毎日各小中学校から状況調査としまして報告していただいているものを取りまとめております。

(各学校の状況等について説明)

これまで学級閉鎖をしたら完全に授業ができなかつたのですが、今回閉鎖している期間につきましては、出席停止となります。各学校では1人一台のタブレットを持ち帰り、自宅学習ということで、学校からオンラインで授業を配信するなどしています。

それに伴って、蔓延防止等重点措置も発令されましたので、お手元にお配りしている2種類のガイドラインを先日17日に臨時の校長会を開き、ガイドラインに対応する学校の教育活動ということで示しているところでございます。

同じように教育委員会ホームページにも掲載していますが、1つは、新型コロナウイルスへの感染が確認された場合の対応ガイドライン改訂版ということで、学級閉鎖をするかしないかの判断基準をどうするのかというところを示しております。8月に緊急事態宣言が出されたときにも出したのですが、今回改訂した大きなところは、現在、感染者数が非常に多いことから、保健所の指示調査に関する連絡がなかなか来にくくなっている状況です。そのため、保健所の指示調査を待っている段階で感染者が増加することが非常に危惧されている中で、学校と学校医、そして、市教委とで協議しまして、暫定的に3日間学級閉鎖し、一旦学校を止めて、その3日間以降の延長等に関しましては、保健所の指示等を待って判断するということがガイドラインの概要です。

熱を発症するその前2日と、後3日というのが、現在一番感染リスクが高い期間とされているそうですので、発症して3日間は潜伏期間であり、どの子どもも濃厚接触の可能性が高いということで、この3日間は学校に登校させないようにするということをこのガイドラインで定めたところであります。

学校は、このガイドラインで定めた基準に沿って、教育委員会と協議したうえで、学級閉鎖等の判断をしていくこととなります。

もう1つが、教育活動の留意事項ということで、緊急事態宣言のときは、これはしてはいけないなど、制限が強いものだったのですが、現在、学校では十分に感染対策を取られているということから、子どもたちの話し合いとか、小グループの活動ということもしてはいけないということではなくて、必ずマスクをして短時間で席を離して行うなどということを学校で工夫する余地を与えるものとして示しています。

現在、してはいけないこととしているのは、県またぎや貸し切りバスでの校外学習や修学旅行、保護者や地域の方と子どもが接触するような教育活動は基本的にはしてはいけないということにしております。

ただ、オンラインでゲストティーチャーを呼ぶことや、ゲストティーチャーを校内に入れて授業を行うことなどに関しては、その相手側と、そして、学校側と十分協議して、どちらとも合意の上で判断するということにしていますので、当面はこのガイドラインに沿った教育活動を進めていくようにしています。

修学旅行に関してですが、2月16日から福間中と福間東中学校の2年生が関西へ修学旅行に行く予定していたんですけども、延期ということで対応しているところでございます。延期後の日程が3月であるのか、新3年生になってからなのかについてはまた旅行会社と学校と十分協議し、慎重に判断していきます。

以上です。

大嶋教育長：新型コロナウイルス感染症関係の報告をしましたが、何か御質問はございませんでしょうか。

それでは、次に進めたいと思います。

6 日程第6 その他

大嶋教育長：日程第6、その他の事項について、事務局からお願いします。

笹田係長：今後のスケジュールについて御説明いたします。

資料には、本日から2月末までのスケジュールを載せております。

教育委員の皆様に関わる部分を御案内いたします。

次回の教育委員会定例会ですが、議会の関係で通常よりも時期を早めて実施させていただきます。2月17日木曜日の9時半から大会議室で予定しています。以上です。

7 日程第7 閉会宣言

大嶋教育長：日程第7、以上で本日予定されていました議事日程は全て終了しましたので、これで令和4年第1回福津市教育委員会定例会を閉会します。